市・県民税の申告、所得税の確定申告はお早めに

申告書は自分で作成し、郵送等で申告しましょう

申告会場は混雑が予想されますので、郵送による申告にご協力ください。会場で申告する方は必要書類等を事前にご用意のうえ、時間に余裕を持ってお越しください。

市・県民税の申告 2月14日㈫～3月15日㈭

市・県民税の申告は税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。3月15日㈭までに申告してください。

◎市HPでも市・県民税の申告をご案内しています。

市・県民税の申告が必要な方

右下の**「市・県民税の申告が必要な方チェック表」**でご確認ください。

◎チェック表で**「申告の義務はありません」**となった方でも国民健康保険税の軽減、国民年金保険料の免除申請、各種福祉手当の受給判定などのために申告が必要な方や、公営住宅の申し込みなどに使用する所得証明書（課税・非課税証明書）が必要な方は、申告してください。

◆市・県民税申告書の入手

市・県民税申告書は、前年度に同申告書を提出した方に2月初旬ごろ郵送します。

平成23年中に所沢市に転入した方や会社を退職した方には、申告書を郵送していません。

申告が必要な方は、市役所2階市民税課またはまちづくりセンター（並木は除く）等に備え付けの申告書を使用してください。

◆郵送による市・県民税の申告

年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方や、平成23年中に所得がなかった方など、申告書の作成について相談する必要のない方は、郵送での提出をお願いします。

◆市・県民税申告の受付

申告相談会場　左下日程表参照

受付時間　午前9時～午後3時

今年の申告の注意点

◆扶養控除の見直し

16歳未満の扶養親族が扶養控除の対象からはずれ、また特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の扶養親族の扶養控除額が45万円から33万円に変更されました。また、扶養控除の見直しにともない、納税者もしくは納税者と生計を同じにしている親族と同居している扶養親族が特別障害者である場合、障害者控除に23万円が加算されるよう変更されました。

◆東日本大震災の被災地域への寄附金や義援金は控除対象

平成23年中に東日本大震災の被災地域に対して支払った寄附金や義援金がある方は、確定申告書や市・県民税申告書の寄附金該当欄に、「都道府県、市区町村分」としてその金額を記入することで住民税の寄附金税額控除の対象となります。

◆寄附金税額控除の適用下限額の変更

寄附金税額控除の適用下限額が5、000円から2、000円に引き下げられました。

送付先・問〒359－8501市民税課☎2998－9064 FAX2998－9409

市・県民税申告相談日程表

受付時間　午前9時～午後3時

◎市役所８階は、午前９時から午後４時までです。

受付日	申告相談会場	対象地域
2月14日㈫	松井公民館	上安松・くすのき台
15日㈬	松井公民館	下安松・牛沼・松郷
16日㈭	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ケ谷・新郷・南永井・東所沢・東所沢和田
17日㈮	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・北中（1丁目を除く）・岩岡町・所沢新町
19日㈰	市役所８階	指定された申告相談日に都合がつかない方
20日㈪	椿峰コミュニティ会館・本館	山口（1番地～1599番地）・小手指台
21日㈫	椿峰コミュニティ会館・本館	山口（1600番地～終わり）・上山口・小手指南（3丁目）
22日㈬	吾妻公民館	荒幡・松が丘・久米（481番地～620番地を除く）
23日㈭	新所沢公民館	泉町・向陽町・青葉台・けやき台
24日㈮	新所沢公民館	緑町・榎町
26日㈰	市役所８階	指定された申告相談日に都合がつかない方
27日㈪	市役所８階	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町・西所沢・北所沢町
28日㈫	市役所８階	大字中新井・中新井・並木・北原町・中富南
29日㈬	小手指公民館	北野・北野新町・北野南・小手指元町・小手指南（3丁目を除く）
3月1日㈭	狭山ヶ丘コミュニティセンター	東狭山ヶ丘（6丁目を除く）
2日㈮	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘・若狭・東狭山ヶ丘（6丁目）・和ヶ原（1丁目）
5日㈪	三ヶ島公民館	西狭山ヶ丘・和ヶ原（1丁目を除く）
6日㈫	三ヶ島公民館	林・三ヶ島・堀之内・糀谷
7日㈬	市役所８階	久米（481番地～620番地）・上新井・美原町・花園・東住吉・西住吉・南住吉・星の宮
8日㈭	小手指公民館分館	小手指町・北中（1丁目）
9日㈮	市役所８階	こぶし町・西新井町・東新井町・北秋津
12日㈪	市役所８階	弥生町・松葉町・若松町・下新井
13日㈫ 14日㈬ 15日㈭	市役所８階	指定された申告相談日に都合がつかない方

◎申告は、指定された日時および会場でお願いします。また、駐車場が狭いため各会場への車でのお越しはご遠慮ください。

市・県民税の申告が必要な方チェック表

スタート

平成24年１月１日の時点で、所沢市に住んでいましたか？
- いいえ → 平成24年１月１日時点で所沢市に自営の事業所や自己または家族のための家屋（賃貸アパート含む）がありますか？
  - いいえ → 平成24年1月1日に居住していた市区町村へお問い合わせください。
  - はい → **市・県民税の申告が必要です**　居住地での市・県民税のほか、所沢市でも均等割が課税されます。◎申告書の書き方が異なりますので、市民税課にお問い合わせください。
- はい ↓

平成23年１月１日から12月31日までに収入がありましたか？
- いいえ → **市・県民税の申告の義務はありません**　国民健康保険税の軽減や福祉手当の給付判定のためなど、収入がない旨の申告が必要となる場合があります。市から申告書が届いた方は、申告書裏面「収入がなかった方の記入欄」の該当項目に記入し、表面に署名捺印のうえ郵送してください。
- はい ↓

その収入は遺族年金、障害年金、失業給付のみですか？
- はい → **市・県民税の申告は不要です**　所得税の確定申告をすることで、市・県民税の申告も済ませたこととなります。
- いいえ ↓

医療費控除等による所得税の還付のために確定申告をしますか？
- はい → **市・県民税の申告は不要です**
- いいえ → 収入の種類は…
  - A 給与のみ → 年末調整は済んでいますか？
    - いいえ → 所得税の納付のために、確定申告をしますか？
      - はい → **市・県民税の申告は不要です**
      - いいえ → 勤務先から所沢市に給与支払報告書が提出されていますか？◎不明な場合は勤務先へご確認ください。
        - いいえ → **市・県民税の申告が必要です**
        - はい → 生命保険料控除等の各種控除の申告を、住民税上でしますか？
          - はい → **市・県民税の申告は不要です**
          - いいえ → **市・県民税の申告が必要です**
    - はい → 次の①、②のいずれかに該当しますか？
      ①昭和22年1月1日以前の生まれで、
      ・扶養親族がなく、収入額が155万円以下である
      ・扶養親族があり、収入額が211万円以下である
      ②昭和22年1月2日以降の生まれで、
      ・扶養親族がなく、収入額が105万円以下である
      ・扶養親族があり、収入額が171万円以下である
      ◎扶養親族の人数が、公的年金等の源泉徴収票に記載されている必要があります。
      - はい → **市・県民税の申告は不要です**
      - いいえ → **市・県民税の申告が必要です**
  - B 公的年金がある → 公的年金等の収入が400万円を超えますか？
    - いいえ → 公的年金等以外に申告する所得はありますか？
      - いいえ → **市・県民税の申告が必要です**
      - はい → 公的年金等以外の申告する所得は20万円以下ですか？
        - はい → **市・県民税の申告が必要です**
        - いいえ → 所得税の納付のために、確定申告をしますか？
          - いいえ → **市・県民税の申告が必要です**
          - はい → **市・県民税の申告は不要です**　所得税の確定申告をすることで、市・県民税の申告も済ませたこととなります。
    - はい → 所得税の納付のために、確定申告をしますか？
      - いいえ → **市・県民税の申告が必要です**
      - はい → **市・県民税の申告は不要です**
  - C 左記以外 → **市・県民税の申告が必要です**

＜申告に必要なもの＞

①市・県民税申告書（申告相談会場等にも用意してありますが、市から郵送された申告書がある方は必ずお持ちください）
②印鑑（認め印など）
③給与収入・公的年金収入がある方は、平成23年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票など
④平成23年中に支払った社会保険料（国民健康保険・国民年金等）の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除に必要な書類（身体障害者手帳など）
⑤営業等所得・不動産所得等がある方は、収入や経費がわかる帳簿など
◎市・県民税では「年末調整済みの給与」以外の所得が20万円以下でも、申告が必要です。
◎国民年金保険料の支払金額について控除を受ける場合には証明書の添付または提示が必要です。